

事務連絡

令和8年(2026年)3月10日

各課所の会計事務担当者 様

会計局契約・検査課契約指導担当
会計課会計指導担当

政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める件（昭和24年
12月大蔵省告示第991号）の一部改正について

政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項に規定する政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率は、令和8年3月6日付け財務省告示第54号により、「年2.5パーセント」から「年3.0パーセント」に改正され、令和8年4月1日から適用することとされました。

【参考】

- （1）県が約定の支払時期までに対価を支払わない場合の遅延利息の額は、上記告示による率により計算した金額を下るものであってはならないこと。
（政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条）
- （2）契約書における遅延利息の率は、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定により定められた率とすることが適当であるとされていること。

（問合せ先）

契約・検査課 契約指導担当 唐澤 竹鼻
電 話 直通 026-235-7359
代表 026-232-0111
内線 3855
電子メール keiyaku-kensa@pref.nagano.lg.jp

（問合せ先）

会計課 会計指導担当 山本 鈴木
電 話 直通 026-235-7358
代表 026-232-0111
内線 3841
電子メール kaikei@pref.nagano.lg.jp

